

普通財産処分事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市公有財産規則(昭和40年千葉市規則第11号)に定めるもののほか、普通財産(土地及び建物(従物を含む。))の処分事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(処分の対象)

第2条 普通財産を処分することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公共用地の取得に伴い、当該公共用地の所有者等のために代替地として提供するとき
- (2) 公共・公益上特に必要があると認めるとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき

(処分方法)

第3条 普通財産を処分する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号の場合は、随意契約による。
- (2) 前条第3号の場合は、公募による。ただし、公募によることが不適当と認められるものについては、この限りでない。

(処分面積)

第4条 普通財産の処分面積は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が公共・公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1号の場合は、事業予定地の買収面積及び買収価格(補償金を含む。)と均衡を失しないこと等を考慮して決定した面積とする。
- (2) 第2条第2号及び第3号の場合は、処分目的及び用途に応じた適正な面積とする。

(処分価格)

第5条 普通財産の処分価格は、不動産鑑定評価その他市長が適当と認める評価方法により算出した価格を参考にして決定した価格とする。

(処分代金の納入方法及び時期)

第6条 普通財産の処分代金は、売買契約締結後速やかに全額を納入させなければならない。ただし、特にやむを得ないと認められる場合は、この

限りでない。

（処分の申込期限）

第 7 条 普通財産の処分の申込期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- （１） 第 2 条第 1 号の場合は、事業予定地の取得又はこれに伴う建物の移転補償に関する契約締結前とする。
- （２） 第 2 条第 2 号及び第 3 号の場合は、市長が定める期日とする。

（処分条件）

第 8 条 普通財産を処分する場合は、用途指定・買戻し特約等の条件を付するものとする。ただし、条件を付することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、普通財産の処分事務の取扱に関し必要な事項は、資産経営部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 5 9 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 公益用地処分要綱（昭和 5 3 年 1 0 月 2 7 日制定）は、廃止する。
- 3 千葉市海浜ニュータウン造成土地分譲基準（昭和 5 8 年 1 2 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 月 4 日から施行する。